給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

退職普徴の記載例

※処理欄	□現年度　□新年度　□両年度

〔1〕異動があった場合は、すみやかに提出してください。

8年　11月　1日	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
（あて先）魚津市長		名　称	魚津工業(株)
		代表者の職氏名	魚津　一郎

特別徴収義務者指定番号	6500001		
法人番号又は個人番号			
宛名番号			
担当者 係	人事係	氏名	富山　花子
担当者 電話	0765-23-1009		

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額((ア)−(イ))	異動事由	(ウ)の未徴収税額の徴収方法	異動年月日
フリガナ	タテヤマ　イチロウ						
氏名	立山　一郎（旧姓）　昭 平 50 年 1 月 1 日生		6 月分から		1. 退職	1. 特別徴収	8 年 10 月 31 日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		10 月分まで		2. 転勤	a. 継続 → 〔4〕欄へ	普通徴収切替期別
旧住所	（1月1日現在の住所を必ず記入願います）魚津市中央通り1番	12,000	5,000	7,000	3. 休職	b. 開始 月分から → 〔3〕欄へ	普通徴収 期から特別徴収へ切替希望
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）☑同上 □不明	円	円	円	4. 育児休業	2. 一括徴収 → 〔2〕欄へ（退職時に全額徴収）	
					5. 死亡		
					6. 会社解散		
					7. 徴収方法変更		
					8. 就職		
					9. その他〔　　〕	3. 普通徴収 → 〔2〕欄へ（本人が納付）	※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。

〔2〕未徴収税額（〔1〕欄の(ウ)）について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。外国人従業員が帰国される際は、一括徴収にご協力お願いいたします。

1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定日　月　日	一括徴収予定額　円	左記徴収予定額は下記分で納入します。　月分（　月10日納期分）
2. 一括徴収できない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため	
		2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の額）を超える退職金などの支払がないため	

〔3〕就職等による特別徴収開始

月　日までに通知書が必要。

※必要な場合のみ記入してください。
通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
（税額変更通知書は、原則として異動届を受理した翌月中旬に送付します。）

備考欄

〔4〕転勤等による特別徴収届出書
※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔4〕の欄を記入し送付してください。

月割額　円	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒
月分から徴収し納入します。		名　称	
受給者番号		代表者の職氏名印	
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称	

特別徴収義務者指定番号			新規
法人番号又は個人番号			
担当者 係		氏名	
担当者 電話			

ご注意
〔普通徴収納期限〕第一期・六月末　第二期・八月末　第三期・十月末　第四期・一月末
税額変更通知書は、原則として異動届を受理した翌月中旬に送付します。
（月末に受理した場合は翌々月になることがあります。）